

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日に休む)
(日曜日は、
当日の翌日
に送る)

目 次

◇ 告 示
保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正

土地改良事業の認可 (三件)
土地改良事業の工事の完了
開発行為に関する工事の完了 (二件)

告 示

鳥取県告示第二百五十三号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について)の一部を次のように改正し、昭和五十一年四月二日から施行する。

昭和五十一年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号中「八十三円」を「九十円」に改める。

鳥取県告示第二百五十四号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(笏賀地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十五号

中山町から申請のあつた町営土地改良(退休寺地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十六号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(海川地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、米子市から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日
石州府地区農業用排水事業	昭和五十一年三月六日

鳥取県告示第二百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年一月三十一日 鳥取県指令受都計第三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字御建通大境及び字濱田畷東並びに上福原字上大境

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西倉吉町一五

有限会社 梅林商店

代表取締役 梅林敏子

鳥取県告示第二百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年九月一日 鳥取県指令受都計第二百九十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字白浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町一丁目二〇一

財団法人 鳥取開発公社

理事長 金田裕夫

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】